

オーストラリア

意匠規則

2015年特別法規書 No. 88 まで改正された 2015年6月20日編集の 2004年 No. 117

目次

第1章 序章

- 規則 1.01 規則の名称
- 規則 1.02 施行
- 規則 1.03 1982年意匠規則一廃止
- 規則 1.04 解釈
- 規則 1.05 条約国
- 規則 1.06 登録官による書類の提供

第2章 意匠権，所有権及び登録可能な意匠

- 規則 2.01 意匠の新規性及び識別性を決定する上で，一定の事柄は無視すべきである

第3章 意匠出願

第3.2部 出願

- 規則 3.01 最低出願要件
- 規則 3.02 除外意匠を対象とする出願
- 規則 3.03 通知－最低出願要件
- 規則 3.04 出願受領の公告
- 規則 3.05 出願日
- 規則 3.06 優先日－基礎出願において開示された意匠
- 規則 3.07 一定の基礎出願は無視しなければならない
- 規則 3.08 優先日－除外意匠

第3.3部 出願の補正又は取下

- 規則 3.09 出願の補正請求
- 規則 3.10 出願人の間での紛争－決定を求める請求
- 規則 3.11 ある者を出願人又は権原者として特定する指示を求める請求
- 規則 3.12 補正出願に係る一定の明細の公告
- 規則 3.13 意匠及び意匠出願の取下

第3.4部 出願の失効

- 規則 3.14 出願が失効する期間
- 規則 3.15 通知の様式

第4章 意匠の登録又は公告

第 4.2 部 登録又は公告の請求

規則 4.01 登録又は公告の請求

規則 4.02 登録を求めるその後の請求—2 以上の意匠に関する出願

規則 4.03 請求の差替ができる期間

第 4.3 部 登録

規則 4.04 方式点検—1 の意匠のみに関する出願

規則 4.05 方式点検—2 以上の意匠に関する出願

規則 4.06 登録官は一定の意匠の登録を拒絶しなければならない

規則 4.07 登録官が拒絶後に一定の意匠の登録をしなければならない期間

規則 4.08 登録証及び登録通知

規則 4.09 登録の更新

規則 4.10 登録の放棄

規則 4.11 放棄に基づく登録の取消

規則 4.12 権原者に関連する理由に基づく登録の取消

規則 4.13 登録の取消通知

規則 4.14 登録の放棄に続く取消後の権原者による申請

第 4.4 部 公告

規則 4.15 意匠の公告

第 5 章 意匠審査

規則 5.01 意匠審査請求の要件

規則 5.02 意匠登録の取消理由

規則 5.03 意匠審査—手続

規則 5.04 意匠審査を完了しなければならない期間

規則 5.05 登録の補正

規則 5.06 審査証明書及び審査通知

規則 5.07 審査後の登録の取消

規則 5.08 登録官に提供する資料

第 7 章 裁判所の管轄権及び権限

規則 7.01 強制ライセンスを求める裁判所への申請

規則 7.02 強制ライセンスの付与後の登録の取消

第 8 章 政府

規則 8.01 連邦による意匠の取得

規則 8.02 禁止後に意匠が登録又は公告されなければならない期間

第9章 登録簿

- 規則 9.01 登録簿へ記入すべきその他の明細
- 規則 9.02 登録簿の閲覧
- 規則 9.03 所有権の変更を記録するための登録簿の補正
- 規則 9.04 登録簿の補正を明示する通知
- 規則 9.05 登録簿の訂正

第10章 運営

- 規則 10.01 登録官による委任
- 規則 10.02 費用(法律第127条)

第11章 雑則

第11.2部 手数料

- 規則 11.01 納付すべき手数料
- 規則 11.01A 承認された手段
- 規則 11.02 不納一意匠出願のための手数料
- 規則 11.03 不納一追加意匠を対象とする登録請求の提出のための手数料
- 規則 11.04 不納一審査請求の提出のために登録所有者が納付すべき手数料
- 規則 11.05 不納一別の者が提出した審査請求に関連して登録所有者が納付すべき手数料
- 規則 11.06 不納一提出のためのその他の手数料
- 規則 11.07 不納一聴聞を請求するための手数料
- 規則 11.08 不納一聴聞に出頭するための手数料
- 規則 11.09 不納一登録官による書類提供を求めるための手数料
- 規則 11.10 登録官が納付を要請しない場合の結果
- 規則 11.11 手数料の免除(法律第149条)
- 規則 11.12 手数料の回収

第11.5部 期間延長

- 規則 11.13 関連行為を行うための期間延長
- 規則 11.14 延長の結果一回復の通知

第11.6部 その他

- 規則 11.15 代理人(法律第141条)
- 規則 11.16 登録特許弁護士の先取特権の権利(法律第142条)
- 規則 11.18 書類は英語であること
- 規則 11.19 書類の送達
- 規則 11.20 通信宛先
- 規則 11.21 出願人又は登録所有者の死亡(法律第146条, 第147条)
- 規則 11.22 登録官による裁量権の行使
- 規則 11.23 意見書及び口頭審理

- 規則 11.24 申請, 異議申立及びその他の事項に関連する実務及び手順
- 規則 11.25 証拠
- 規則 11.26 宣言書
- 規則 11.27 意匠出願以外の書類に関連する不遵守
- 規則 11.28 他に規定されない行為についての指示
- 規則 11.29 行為不能者のための行為
- 規則 11.30 合理的理由で遵守することができない要件
- 規則 11.31 決定についての再審理
- 規則 11.32 一定の行為の遂行期間－意匠局の非就業時
- 規則 11.33 意匠局の非就業日
- 規則 11.34 一定の行為の遂行期間－第 136A 条の適用対象でない行為

第 12 章 廃止, 経過及び留保規定

第 1 部 総則

- 規則 12.01 経過出願の変更
- 規則 12.02 旧意匠規則－経過
- 規則 12.03 変更出願ではない経過出願から除外される意匠
- 規則 12.04 保護及び補償に関する規定－経過
- 附則 1 条約国(省略)

第 2 部 特定の法律文書により行われる修正

- 規則 12.05 知的所有権法修正(水準引上)規則 2013(No. 1)により行われる修正
- 附則 2 様式要件
- 附則 3 費用
- 附則 4 手数料

第1章 序章

規則 1.01 規則の名称

本規則は、2004年意匠規則である。

規則 1.02 施行

本規則は、2003年意匠法第3条から第161条までの施行と同時に施行する。

規則 1.03 1982年意匠規則一廃止

次の法定規則は、廃止する。

1982年 No. 72

1984年 No. 256

1986年 No. 263

1988年 No. 103

1989年 No. 95 及び 313

1990年 No. 29, 239 及び 240

1991年 No. 65 及び 455

1992年 No. 149, 445 及び 452

1993年 No. 114 及び 342

1994年 No. 180 及び 315

1995年 No. 19 及び 426

1996年 No. 270

1997年 No. 344

1998年 No. 259, 344 及び 347

1999年 No. 348

2001年 No. 97

2002年 No. 316

2004年 No. 22

規則 1.04 解釈

(1) 本規則においては、

「法律」とは、2003年意匠法をいう。

「承認様式」とは、この表現が現れる規定については、当該規定について登録官が承認した様式をいう。

「承認された手段」とは、ある行為の実施について、当該行為に関する規則 11.01A に基づいて登録官により発出され、公告された通知において登録官が指定した手段をいう。

「基礎出願」は、規則 3.06(1) が付与する意味を有する。

「意匠創作者」は、法律第 13 条(1) (a) における場合と同じ意味を有する。

「除外意匠」は、法律第 23 条における場合と同じ意味を有する。

「追加意匠」とは、意匠出願において開示される意匠であるが、その出願において開示される別個の意匠であると出願人が特定していないものをいう。

「原出願」は、法律第 23 条における場合と同じ意味を有する。

「公報」とは、登録官が定期的に発行する意匠公報をいう。

「旧法」とは、1906 年意匠法をいう。

「旧規則」とは、1982 年意匠規則をいう。

「経過出願」は、規則 12.03(6)が付与する意味を有する。

(2) 本規則に関して、書類は、様式に求められるすべての情報を含む場合は、承認様式によるものであるとみなす。

(3) 本規則においては、次の事項、すなわち、

(a) 登録官に対して通知又はその他の書類を与え、又は

(b) 登録官に対して請求又は申請をする、

というときは、通知、書類、請求又は申請を提出することを含む。

規則 1.05 条約国

法第 5A 条(1)における「条約国」の定義に関しては、次の国を定める。

(a) 随時施行される 1883 年 3 月 20 日の工業所有権保護のためのパリ条約の締約国である外国

(b) 世界貿易機関の正加盟国である外国

規則 1.06 登録官による書類の提供

(1) 本規則に関し、登録官は次によりある者に書類を与えることができる。

(a) 電子形式で書類を当該人の利用に供すること、及び

(b) 書類が利用に供されていることを当該人に通知すること

(2) 登録官がある者に書類を与える場合は、その書類に登録官が入れた日付において当該人に与えられたものとみなす。

第2章 意匠権，所有権及び登録可能な意匠

規則 2.01 意匠の新規性及び識別性を決定する上で，一定の事柄は無視すべきである

(1) 法律第 17 条(1)(a)に関して，所定の状況とは，次の場所における意匠の公開又は使用である。

(a) 次に定める意味においての公式又は公認の国際博覧会

(i) 本項の施行時にオーストラリアにおいて有効な，1883 年 3 月 20 日にパリで締結された工業所有権の保護に関するパリ条約第 11 条，又は

(ii) 本項の施行時にオーストラリアにおいて有効な，1928 年 11 月 22 日にパリで締結された国際博覧会に関する条約第 1 条，又は

(b) 博覧会の開始前に，登録官が公報における公告により認定する国際博覧会

(2) (1)に記載する状況は，意匠に関して意匠出願がなされる時点で次に該当する場合に限り，所定の状況である。

(a) 意匠が展示された旨を記載する通知が提出されていること，及び

(b) 博覧会の主催機関が交付する次の内容の書類が提出されていること

(i) 意匠及び博覧会を特定するもの，及び

(ii) 博覧会の開始日を記載するもの，及び

(iii) 意匠の最初の公開又は使用がその日に行われなかった場合—最初の公開又は使用が行われた日を記載するもの

(3) 法律第 17 条(1)に関して，所定の期間とは，意匠の最初の公開又は使用が行われた日から 6 月である。

第3章 意匠出願

第3.2部 出願

規則3.01 最低出願要件

法律第21条(2)に関して、次の要件の各々が所定の要件である。

- (a) 出願は、提出されるものが意匠出願であると意図することを示す情報を含まなければならない。
- (b) 出願は、次の情報を含まなければならない。
 - (i) 出願人の身元を証明するもの、及び
 - (ii) 出願人との連絡を可能にするもの
- (c) 出願は、各意匠の表示、又は表示であると認められる情報を含まなければならない。

規則3.02 除外意匠を対象とする出願

法律第23条(2)に関して、所定の期間とは、次の期間である。

- (a) 登録官が、法律第28条に基づいて除外意匠を除外するための原出願の補正請求を受領した直後に開始し、かつ
- (b) 次の何れか早い方の直前に終わる期間
 - (i) 原出願の失効又は取下、及び
 - (ii) 原出願において開示された意匠の登録、又は法律第57条に基づく公告

規則3.03 通知—最低出願要件

(1) 法律第24条(3)に関して、法律第24条(1)又は(2)に基づく通知書は、次の宛先に送付されなければならない。

- (a) 出願人が登録官に送達宛先を与えている場合—当該宛先、又は
- (b) その他の場合—出願人が与えた又は出願人から入手したその他の連絡宛先

(2) 法律第24条(2)に基づく通知書は、次の通りでなければならない。

- (a) 満たされていない各最低出願要件を特定すること、及び
 - (b) 出願人に対し、要求された追加情報を通知日から2月以内に提出するよう求める指示を含むこと
- (3) (2)(b)に記載する期間内に最低出願要件が満たされない場合は、出願はなされなかったものとみなす。

規則3.04 出願受領の公告

(1) 法律第25条に関して、最低出願要件を満たす各意匠出願に関連して所定の明細とは、出願において開示された各意匠についての次の明細である。

- (a) 意匠番号
- (b) 出願人又は権原者の名称
- (c) 出願日
- (d) 該当する場合は、
 - (i) 意匠に関してなされた基礎出願についての明細、及び

- (ii) 原出願において除外意匠に割り当てられた意匠番号
- (e) 出願に記載のある場合一意匠が関連する製品
- (2) 登録官は、公報において明細を公告しなければならない。

規則 3.05 出願日

法律第 26 条に関して、意匠出願の出願日は、その出願が最低出願要件を満たす日である。

規則 3.06 優先日－基礎出願において開示された意匠

- (1) 本条規則において、意匠に関する「基礎出願」とは、意匠の保護を求める出願であって、本規則に従って条約国でなされる出願をいう。
- (2) 法律第 27 条(1)(b)に関して、基礎出願がなされた日後 6 月以内に、次の者、すなわち、
 - (a) 基礎出願の出願人、又は
 - (b) 出願人の譲受人、又は
 - (c) 出願人若しくは出願人の譲受人の法律上の人格代表者、によって意匠出願がなされる場合は、所定の日とは、基礎出願がなされた日である。
- (3) 基礎出願の写しが、登録官がその写しを請求した(もしあれば)後 2 月以内に提出されなかった場合は、(2)は当該意匠には適用されないものとみなす。
- (4) 法律第 27 条(1)(b)に関して、(2)が当該意匠に適用されない場合は、所定の日とは意匠出願の出願日である。
- (5) 1 又は 2 以上の条約国において 2 以上の基礎出願がなされている場合は、(2)における基礎出願への言及は、それらの出願の何れか早いもの又は最先のものへの言及であるとみなす。
- (6) (1)に関して、意匠の保護を求める出願は、次の場合は条約国において行う。
 - (a) 次の場合、すなわち、
 - (i) 意匠の保護を求める出願が、1925 年 11 月 6 日にヘーグで締結された工業意匠の国際寄託に関するヘーグ協定に基づいて行われており、かつ
 - (ii) 出願が条約国における保護を求める場合、又は
 - (b) 次の場合、すなわち、
 - (i) 意匠の保護を求める出願が、1966 年 10 月 25 日にブリュッセルで締結されたベネルクス意匠条約(「ベネルクス条約」)に基づいて行われており、かつ
 - (ii) 条約国が、ベネルクス条約に拘束されることに同意し、かつ、ベネルクス条約が効力を有する国(表現を問わない)である場合、又は
 - (c) 次の場合、すなわち、
 - (i) 意匠の保護を求める出願が、1957 年 3 月 25 日にローマで締結された欧州共同体設立条約の条件に基づいて行われており、かつ
 - (ii) 条約国が、当該条約に拘束されることに同意し、かつ、当該条約が効力を有する国(表現を問わない)である場合

規則 3.07 一定の基礎出願は無視しなければならない

- (1) 本条規則は、次の場合に適用する。
 - (a) 意匠の保護を求める出願が、本規則に従って条約国においてなされており、かつ

(b) 当該出願が、公衆の閲覧に供されることなく、取り下げられ、放棄され又は拒絶され、かつ

(c) 当該出願が、規則 3.06 に対応する当該国の法律に基づいて条約国における優先権を主張するための根拠として用いられておらず、かつ

(d) 意匠の保護を求める後の出願が、先の出願がなされた条約国において、同一の出願人によって行われた場合

(2) 出願人は、規則 3.06 (2) にいう基礎出願を特定する目的で、登録官に対し、先の出願を無視するよう請求することができる。

(3) 出願人が、(2) に基づいて請求を行った場合は、

(a) 登録官は、当該目的のために、先の出願を無視しなければならない、かつ

(b) 出願人又はその他の者の何れも、当該目的のために、先の出願を使用することはできない。

規則 3.08 優先日－除外意匠

法律第 27 条(1) (c) に関して、除外意匠である意匠の優先日は、原出願に基づいて有したのと同じの優先日である。

第 3.3 部 出願の補正又は取下

規則 3.09 出願の補正請求

(1) 法律第 28 条(2) に関して、請求は、次の通りでなければならない。

(a) 書面によること、及び

(b) 意匠出願の補正が請求されている旨を明瞭に示していること、及び

(c) 補正提案の内容及び範囲を記載すること、及び

(d) 次のものを添付すること

(i) 補正提案を組み入れた代替書類又は表示、又は

(ii) 補正提案及び各補正がなされるよう提案された個所を記載する陳述書

(2) 請求に、補正提案を組み入れた代替書類又は表示が添付されていない場合において、登録官が指示するときは、出願人は、登録官が許可する期間内に代替書類又は表示を提出しなければならない。

規則 3.10 出願人の中での紛争－決定を求める請求

法律第 29 条(2) に関して、請求は、次の通りでなければならない。

(a) 承認様式で作成すること、及び

(b) 請求を行う理由書を含むこと

規則 3.11 ある者を出願人又は権原者として特定する指示を求める請求

法律第 30 条(4) に関して、請求は、次の通りでなければならない。

(a) 承認様式で作成すること、及び

(b) 請求を行う理由書を含むこと

規則 3.12 補正出願に係る一定の明細の公告

(1) 本条規則は、意匠出願が法律第3章第3部に基づいて補正された結果、当該出願に関して法律第25条に基づいて公告された明細の何れかが変更された場合の意匠出願に関して適用する。

(2) 法律第31条に関して、所定の明細とは、各意匠に関する次の明細であつて、それについて公告された明細が変更されたものをいう。

- (a) 意匠番号
- (b) 変更された各明細について一補正された明細

規則 3.13 意匠及び意匠出願の取下

(1) 法律第32条(1)に関して、所定の期間は、

- (a) 意匠出願がなされた直後に開始し、かつ
- (b) 意匠出願において開示された意匠が登録され又は公告される直前に終了する。

(2) 法律第32条(2)に関して、所定の期間は、

- (a) 意匠出願がなされた直後に開始し、かつ
- (b) 取り下げるべき意匠が登録される又は公告される直前に終了する。

(3) 意匠が取り下げられた場合は、取り下げられた意匠出願において開示された意匠を含め、登録官は、その意匠番号を公報に公告しなければならない。

第 3.4 部 出願の失効

規則 3.14 出願が失効する期間

(1) 法律第33条(1)(a)に関して、所定の期間とは、次の期間である。

- (a) 意匠が除外意匠である場合一次の期間、すなわち、
 - (i) 当該意匠を除外するための請求が提出された日に開始し、かつ
 - (ii) 出願がなされた日に終了する期間、又は
- (b) 意匠が、法律第55条に記載する意匠であり、かつ、同条に記載するように、出願がなされたときに意匠の優先日から6月の期間が満了している場合一出願がなされた日、又は
- (c) その他の場合一意匠の優先日から6月

(2) 法律第33条(1)(b)に関して、所定の期間は、次の何れか遅い方の日から2月である。

- (a) 登録が請求された単数又は複数の意匠に関連して、法律第41条に基づいて登録官が与える最初の通知の日、及び
- (b) 公告が請求された単数又は複数の意匠に関連して、法律第57条に基づいて登録官が与える最初の通知の日

規則 3.15 通知の様式

法律第33条(4)に関して、通知は、次の通りでなければならない。

- (a) 公報に公告される通知の様式により、かつ
- (b) 登録又は公告されていない出願において開示された各意匠の意匠番号を含むこと

第4章 意匠の登録又は公告

第4.2部 登録又は公告の請求

規則4.01 登録又は公告の請求

- (1) 本条規則は、法律第37条又は第38条(2)、又は規則12.03(2)に記載する請求には適用しない。
- (2) 法律第35条(2)(b)に関して、所定の期間は、次の通りである。
 - (a) 当該意匠の優先日から6月、又は
 - (b) 当該意匠が、法律第55条に記載する意匠であり、かつ、同条に記載する出願がなされた時に6月の期間が満了している場合—出願がなされた日
- (3) 法律第35条(3)に関して、請求は、承認様式で行わなければならない。

規則4.02 登録を求めその後の請求—2以上の意匠に関する出願

- (1) 法律第36条(2)(a)に関して、登録官は、出願人が、原請求において登録請求がなされなかった意匠(「他の意匠」)の登録を求めその後の請求(「その後の請求」)を行うことができる旨を決定することができるが、ただし次の場合に限る。
 - (a) 出願人が、他の意匠の登録請求がなされなかったのは出願人又は出願人の代理人による誤り又は遺漏のみが理由であったということを登録官に認めさせることができ、かつ
 - (b) 意匠出願において開示された意匠が登録又は公告される前に、その後の請求が行われた場合
- (2) 本条規則において、「原請求」とは、他の意匠が開示された意匠出願に関連して、法律第35条に基づいてなされた最初の請求をいう。

規則4.03 請求の差替ができる期間

- 法律第38条(2)に関して、所定の期間は、
- (a) 意匠の登録請求がなされた直後に開始し、かつ
 - (b) 意匠が登録される直前に終了する。

第4.3部 登録

規則4.04 方式点検—1の意匠のみに関する出願

- (1) 法律第39条(2)(a)に関して、方式点検とは、登録官が次の事項を確認することである。
 - (a) 意匠出願が承認様式によるものであること、及び
 - (b) 意匠出願が規則11.18の要件を満たしていること、及び
 - (c) 意匠出願が、それに関連して意匠登録が求められている単数又は複数の製品を、各製品がロカルノ協定に従って分類可能となるように特定していること、及び
 - (d) 法律第23条(2)に記載する意匠出願に関して一意匠出願が、原出願において除外意匠に割り当てられた意匠番号を特定していること、及び
 - (e) 意匠の表示として見本が提出された場合—見本が次の種類のものであること

- (i) 附則 2 の 1(1)(e)に基づき要求される寸法の用紙に貼付することで、平坦な位置に容易に取り付けることができ、かつ
 - (ii) その他の書類を損なうことなく保存することができ、かつ
 - (iii) 取り付けた場合は、見本の写しの部数に拘らず、写真複写、デジタル・スキャン、マイクロフィルム及び写真によって直接複製することができるような方法で提示されること、及び
 - (f) 意匠出願が、意匠の各表示の写し 5 部を含むこと、及び
 - (g) 意匠出願が、附則 2 に定める様式要件を実質的に遵守していること
- (2) 登録官は、(1)(e)に記載する事項を認めない場合は、法律第 41 条に基づく通知を与えるに際し、同項を遵守する別の表示を提出するよう出願人に請求することができる。

規則 4.05 方式点検—2 以上の意匠に関する出願

- (1) 法律第 40 条(2)(c)に関して、方式点検とは、登録官が次の事項を確認することである。
- (a) 意匠出願が承認様式によるものであること、及び
 - (b) 意匠出願が規則 11.18 の要件を満たしていること、及び
 - (c) 意匠出願が、各意匠について、それに関連して意匠登録が求められている単数又は複数の製品を、各製品がロカルノ協定に従って分類可能となるように特定していること、及び
 - (d) 法律第 23 条(2)に記載する意匠出願に関して一意匠出願が、原出願において除外意匠に割り当てられた意匠番号を特定していること、及び
 - (e) 意匠の表示として見本が提出された場合—見本が次の種類のものであること
- (i) 附則 2 の 1(1)(e)に基づき要求される寸法の用紙に貼付することで、平坦な位置に容易に取り付けることができ、かつ
 - (ii) その他の書類を損なうことなく保存することができ、かつ
 - (iii) 取り付けた場合は、見本の写しの部数に拘らず、写真複写、デジタル・スキャン、マイクロフィルム及び写真によって直接複製することができるような方法で提示されること、及び
 - (f) 意匠出願が、出願において開示された各意匠の各表示の写し 5 部を含むこと、及び
 - (g) 意匠出願において開示された意匠の数が、当該出願において開示された別個の意匠として出願人が特定している意匠の数であること、及び
 - (h) 意匠出願が、附則 2 に定める様式要件を実質的に遵守していること
- (2) 出願人が意匠出願において開示された意匠の全部ではないが幾つかの登録を請求した場合は、方式点検は、(1)に記載された事項が請求の対象となる単数又は複数の意匠に関連する出願の単数又は複数の部分に関して充足されたことを登録官が確認することである。
- (3) 登録官は、(1)(e)に記載する事項を認めない場合は、法律第 41 条に基づく通知を与えるに際し、同項を遵守する別の表示を提出するよう出願人に請求することができる。

規則 4.06 登録官は一定の意匠の登録を拒絶しなければならない

法律第 43 条(1)(a)に関して、次の意匠の類が所定の類である。

- (a) メダル
- (b) 「Anzac」という語の保護規則の規則 2(4)に基づいて、登録官が登録を拒絶しなければならない種類の意匠

- (c) 1981年犯罪(通貨)法第19条(1)に記載する種類の意匠
- (d) 中傷的な、又は中傷的と合理的にみなすことができる意匠
- (e) 連邦又は州若しくは領域の紋章、旗若しくは印章
- (f) 次の紋章又は記章
 - (i) 州又は領域、又は
 - (ii) 連邦における市又は町、又は
 - (iii) オーストラリアにおける公共機関又は公共団体
- (g) 別の国の紋、旗、国の記章又はその他の標識

規則 4.07 登録官が拒絶後に一定の意匠の登録をしなければならない期間

法律第44条に関して、所定の期間とは、登録官が命令の取消を通知された日から1月である。

規則 4.08 登録証及び登録通知

- (1) 法律第45条(3)に関して、登録証は、意匠に関連する次の明細を含まなければならない。
 - (a) 登録番号
 - (b) 意匠を最初に開示する意匠出願の出願日
 - (c) 登録の当初期間
 - (d) 登録所有者の名称及び宛先
 - (e) 意匠が関連する単数又は複数の製品
 - (f) 意匠創作者の名称
 - (g) 新規性及び識別性に関する陳述書が登録官に提出されている場合—当該陳述書
 - (h) 該当する場合は、
 - (i) 意匠に関してなされた基礎出願についての明細、及び
 - (ii) 原出願において除外意匠に割り当てられた意匠番号
- (2) 法律第45条(4)に関して、通知は、次の通りでなければならない。
 - (a) 公報に公告される通知の様式によること、及び
 - (b) 意匠に関して次の明細を含むこと
 - (i) 意匠番号
 - (ii) 登録番号
 - (iii) 意匠の登録日
 - (iv) 意匠を最初に開示する意匠出願の出願日
 - (v) 該当する場合は、
 - (A) 意匠に関してなされた基礎出願についての明細、及び
 - (B) 原出願において除外意匠に割り当てられた意匠番号
 - (vi) 意匠が関連する単数又は複数の製品
 - (vii) 製品又は各製品のロカルノ協定に基づく分類
 - (viii) 新規性及び識別性に関する陳述書が登録官に提出されている場合—当該陳述書
 - (ix) 登録所有者の名称及び宛先
 - (x) 意匠創作者の名称

規則 4.09 登録の更新

- (1) 法律第 47 条(2)に関して、所定の期間とは、意匠の登録期間の開始時に開始する 5 年 6 月である。
- (2) 法律第 47 条(3)に関して、申請は、次の通りでなければならない。
 - (a) 意匠登録の更新が請求されている旨が明瞭であること、及び
 - (b) 意匠の登録番号を含むこと、及び
 - (c) 附則 4 の項目 5 に定める手数料を添付すること

規則 4.10 登録の放棄

法律第 49 条(3)(c)に関して、申出は、次のものを含まなければならない。

- (a) 申出は意匠登録を放棄するために行われる旨の陳述書、及び
- (b) 意匠の登録番号

規則 4.11 放棄に基づく登録の取消

- (1) 法律第 50 条(2)(a)に関して、当該意匠に利害を有するとして登録簿に記入されている他の者各々が、所定の者である。
- (2) 法律第 50 条(2)(b)に関して、(1)に記載する者は、
 - (a) 書面により、かつ
 - (b) 法律第 50 条(2)(a)に基づく通知の日から 1 月以内に、意見を述べることができる。
- (3) 登録官はまた、法律第 49 条に基づいて受領した申出の通知を公報に公告しなければならない。
- (4) 利害関係人は、申出に関連して聴聞を希望する場合は、(3)に記載する通知の公告日後 1 月以内に、登録官に対し聴聞を希望する旨の通知をしなければならない。
- (5) 登録官は、予備的争点として、ある者が利害関係人であるか否かという疑義を審理し決定することができる。
- (6) (4)に基づいて、利害関係人が登録官に通知をした場合は、登録官は、法律第 50 条(3)に基づく権限を行使する前に、その者に対して聴聞を受ける機会を与えなければならない。

規則 4.12 権原者に関連する理由に基づく登録の取消

法律第 51 条(2)に関して、申請は、次の通りでなければならない。

- (a) 承認様式でなされていること、及び
- (b) 申請がなされる理由書を含むこと

規則 4.13 登録の取消通知

法律第 52 条(4)に関して、通知は、次の通りでなければならない。

- (a) 公報において公告される通知の様式によるものであること、及び
- (b) 意匠の登録番号を含むこと

規則 4.14 登録の放棄に続く取消後の権原者による申請

法律第 54 条(1)(b)に関して、申請は書面で行われなければならない。

第 4.4 部 公告

規則 4.15 意匠の公告

- (1) 法律第 57 条(2)に関して、書類は、
 - (a) 出願人の名称及び意匠創作者の名称を含まなければならず、かつ
 - (b) 規則 11.18 の要件を満たさなければならず、かつ
 - (c) 附則 2 に定める様式要件を実質的に遵守しなければならず、かつ
 - (d) 法律第 43 条(1)(b), (c)又は(d)に基づいて登録を拒絶された意匠を開示してはならず、かつ
 - (e) 規則 4.06(b), (c)又は(d)に定める種類の意匠を開示してはならない。
- (2) 意匠出願が 2 以上の意匠に関する場合は、(1)に定める要件は、請求の対象となる単数又は複数の意匠に関連する出願の単数又は複数の部分に関して満たされるものとする。

第5章 意匠審査

規則 5.01 意匠審査請求の要件

法律第64条(1)に関して、次の要件が所定の要件である。

- (a) 請求は承認様式で行わなければならないこと
- (b) 請求が登録所有者以外の者によってなされ、かつ、意匠の新規性及び識別性に関する資料を含む場合—その資料を2部提出しなければならないこと

規則 5.02 意匠登録の取消理由

法律第65条(2)(b)に関して、所定の理由とは、法律第43条に基づいて、意匠は登録されるべきでなかったことである。

規則 5.03 意匠審査—手続

(1) 法律第65条(3)(a)に関して、本条規則に定める手続が、意匠審査の実施についての所定の手続である。

(2) 登録官は、法律第65条(2)に基づく取消理由が存在するか否かを法律第65条(1)に基づいて検討した後に取消理由が立証されたと認める場合は、登録所有者に対して、法律第66条(2)に基づいて要求される通知書を与えなければならない。

(3) 登録所有者は、次により、法律第66条(2)に基づいて与えられた通知書((6)に記載する追加通知書を含む)に対して応答することができる。

(a) 取消理由に対して書面で反論すること、又は

(b) 法律第66条(3)に定めるように登録簿の補正を請求すること

(4) 登録所有者が理由に対して書面で反論することにより応答する場合は、登録官は、法律第65条(2)に基づく取消理由が存在するか否かについて、登録所有者が作成する意見書を斟酌しつつ、再検討しなければならない。

(5) 登録所有者が登録簿の補正を請求することにより応答する場合は、登録官は、請求において提案されたとおりに登録簿が補正されたならば、取消理由が除去されることになるか否かを検討しなければならない。

(6) 次の場合、すなわち、

(a) (4)に記載する再検討の後に、登録官が取消理由は立証されていることを引き続き認める場合、又は

(b) (5)に記載する検討の後に、登録官が、提案されたとおりに登録簿が補正されたとしても、理由が除去されない筈であることを認めた場合は、

登録官は、次の事項を行わなければならない。

(c) 法律第66条(2)に基づいて追加通知書を登録所有者に与えること、又は

(d) 法律第68条(4)(a)に基づいて聴聞を受ける合理的機会を登録所有者に与えること

(7) (6)にいう追加通知書は、取消理由が立証されていることの記載に加えて、次の趣旨の陳述を含まなければならない。

(a) 登録所有者が書面により理由に反論した場合—登録官は、登録所有者が作成した意見書を斟酌したこと

(b) 登録所有者が登録簿の補正を請求した場合—提案されたとおりに登録簿が補正されたと

しても、理由は除去されないこと

(8) 審査請求が登録所有者以外の者によってなされた場合は、登録官は、法律第 66 条(2)に基づいて与えられた通知書((6)に記載する追加通知書を含む)の写しを、審査を請求した者に送付しなければならない。

規則 5.04 意匠審査を完了しなければならない期間

法律第 65 条(3) (b)に関して、所定の期間は、次のとおりに算定する。

(a) 審査に関連して通知書が法律第 66 条(2)に基づいて与えられた場合は、所定の期間は、最初の通知日から 6 月である。

(b) 次の場合、すなわち、

(i) ある者が法律第 69 条に基づき資料を提供し、かつ

(ii) 登録官が、当該資料に基づき、取消理由通知書を法律第 66 条(2)に基づいて登録所有者に与えた場合は、

所定の期間は、次の期間の何れか遅い方が終わる期間である。

(iii) 審査に関連する法律第 66 条(2)に基づく最初の通知日から 6 月

(iv) 当該取消理由を最初に提起した法律第 66 条(2)に基づく通知日から 3 月

(c) 次の場合、すなわち、

(i) 法律第 63 条(4)に従って、登録官が意匠の審査を中止した場合、又は

(ii) 法律第 67 条又は第 68 条に定める聴聞が請求された場合、又は

(iii) 法第 67 条又は第 68 条に基づいて、登録官の決定に対する上訴がオーストラリアの連邦裁判所、連邦治安判事裁判所又は連邦巡回裁判所に行われる場合は、

所定の期間は、審査を完了することができるように登録官が決定する期間である。

規則 5.05 登録の補正

(1) 法律第 66 条(4)に関して、

(a) 請求は、書面で行わなければならない、また

(b) 請求は、登録簿の補正が請求されている旨を明瞭にしなければならない、また

(c) 請求は、補正提案の内容及び範囲を定めなければならない、また

(d) 請求には、次のものを添付しなければならない。

(i) 補正提案を組み入れた代替書類又は表示、又は

(ii) 補正提案及び各補正をなすよう提案された個所を記載する陳述書、また

(e) 次の場合、すなわち、

(i) 請求が、補正提案を組み入れた代替書類又は表示を添付しておらず、かつ

(ii) 登録官が、(2) (b)に基づいて、登録所有者に対して代替書類を提出するよう指示する場合は、

当該指示に従って、代替書類を提出しなければならない。

(2) 法律第 66 条(5)に関して、

(a) 登録官は、次の場合に、登録所有者に通知しなければならない。

(i) 請求が、(1)に記載する要件を満たさない場合、又は

(ii) 補正提案が、法律第 66 条(6)に基づいて禁止された種類のものである場合、また

(b) 請求が、補正提案を組み入れた代替書類又は表示を添付していない場合は、登録官は、

登録所有者に対して、登録官が許可する期間内に代替書類又は表示を提出するよう指示することができる。

規則 5.06 審査証明書及び審査通知

(1) 法律第 67 条(3)(a)に関して、証明書は、次のものを含まなければならない。

- (a) 意匠の登録番号、及び
- (b) 証明日

(2) 法律第 67 条(3)(c)に関して、通知は、次の通りでなければならない。

- (a) 公報において公告される通知の様式によるものであること、及び
- (b) 意匠に関連する次の明細を含むこと
 - (i) 登録番号

- (ii) 証明日

(3) 本条規則において、

「証明日」とは、登録官が、意匠に関連して法律第 67 条(3)に基づいて審査証明書が交付されることを認めた日をいう。

規則 5.07 審査後の登録の取消

法律第 68 条(3)に関して、通知は、次の通りでなければならない。

- (a) 公報において公告される通知の様式によるものであること、及び
- (b) 意匠に関する次の明細を含むこと
 - (i) 登録番号
 - (ii) 意匠が取り消された日

規則 5.08 登録官に提供する資料

法律第 69 条(2)に関して、資料は、次の通りでなければならない。

- (a) 2 部提供すること、及び
- (b) 承認様式を添付すること、及び
- (c) 資料の公開の証拠を添付すること

第7章 裁判所の管轄権及び権限

規則 7.01 強制ライセンスを求める裁判所への申請

法律第 90 条(1)に関して、所定の期間とは、意匠の登録日から 3 年である。

規則 7.02 強制ライセンスの付与後の登録の取消

法律第 92 条(1)に関して、所定の期間とは、意匠に関連して法律第 90 条に基づいてライセンス又は最初のライセンス(2 以上の場合)が付与された日から 2 年である。

第8章 政府

規則 8.01 連邦による意匠の取得

法律第 106 条(3)に関して，取得の通知は，

(a) 公報において，及び

(b) 官報において，

公告されなければならない。

規則 8.02 禁止後に意匠が登録又は公告されなければならない期間

法律第 108 条(4)に関して，所定の期間は，登録官が命令の取消を承知した日から 1 月である。

第9章 登録簿

規則 9.01 登録簿へ記入すべきその他の明細

法律第 111 条(2)(e)に関して、次の明細が所定の明細である。

- (a) 登録所有者の送達宛先
- (b) 意匠に利害を有する他の者各々の名称
- (c) 意匠創作者の名称
- (d) 新規性及び識別性に関する陳述書が出願に含まれていた場合—当該事実

規則 9.02 登録簿の閲覧

法律第 113 条(1)に関して、意匠局又はその支局に関連して所定の時間とは、

- (a) 意匠局又は支局の所在地における、又は
 - (b) 当該所在地におけるオーストラリア行政サービス (APS) の目的での、
- 祝日を除く月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 5 時までである。

規則 9.03 所有権の変更を記録するための登録簿の補正

- (1) 法律第 114 条(3)に関して、所定の期間とは、法律第 114 条(3)(a)に基づく通知日から 1 月である。
- (2) 法律第 114 条(4)に関して、請求は、次の通りでなければならない。
 - (a) 承認様式で作成すること、及び
 - (b) 次についての納得することができる証拠を添付すること
 - (i) 意匠における権利の譲渡、又は
 - (ii) 遺言又は法の作用による承継による意匠における当該人の権利

規則 9.04 登録簿の補正を明示する通知

法律第 116 条(b)に関して、登録官は、公報において通知を公告しなければならない。

規則 9.05 登録簿の訂正

- (1) 登録官は、誤記又は明白な錯誤を訂正するために、自発的に登録簿の記入を補正することができる。
- (2) 登録官は、承認様式でなされた請求に基づいて、次の目的で登録簿の記入を補正することができる。
 - (a) 誤記又は明白な錯誤を訂正するため、又は
 - (b) 登録簿に記入された名称又は宛先が変更された場合—名称又は宛先を変更するため
- (3) 登録官が登録簿の記入を補正することを提案する場合は、登録官は、当該意匠に利害を有するとして登録簿に記入されている者に対して、補正提案の通知を与えることができる。
- (4) 記入の補正提案が、記入の意味又は範囲を著しく変更することになる場合は、登録官は、公報において、記入の補正を求める請求通知を公告しなければならない。
- (5) 何人も、承認された形式による異議申立書を(4)に基づく通知の公告から 1 月以内に提出することにより、補正に異議を申し立てることができる。
- (6) 登録官は、補正を請求した者に対し、異議申立書の写しを速やかに与えなければならな

い。

(7) 補正に異議が申し立てられない場合は、登録官は、請求された通り記入を補正しなければならない。

(8) 補正に異議が申し立てられた場合において、登録官は、登録官がそうすることを決定したときは、異議申立に関する法廷又は所定の裁判所の決定に従うことを条件として、記入を補正しなければならない。

第10章 運営

規則 10.01 登録官による委任

法律第124条(1)に関して、職員の所定の等級の者は、次の職員である。

(a) 法律に基づく登録官の権限又は職務(法律第127条(1)(a)及び(c)に基づく権限又は職務以外)について一次の分類の何れかにおいて雇用され又は義務を履行する職員

- (i) 上級職レベル2
- (ii) 上級職レベル1
- (iii) APS(オーストラリア行政サービス)レベル6
- (iv) APS レベル5
- (v) APS レベル4
- (vi) APS レベル3
- (vii) APS レベル2, 及び

(b) 1987年オリンピック標章保護法に基づく登録官の権限又は職務の全部又は一部について一次の分類の何れかにおいて雇用され又は義務を履行する職員

- (i) 上級職レベル2
- (ii) 上級職レベル1
- (iii) APS レベル6

規則 10.02 費用(法律第127条)

(1) 登録官に対する手続の当事者は、登録官に対し、承認様式により、手続に関する費用の裁定を求める申請をすることができる。

(2) 申請は、次のようにしなければならない。

- (a) 手続の期間中に、又は
- (b) 次の日から3月以内に、
 - (i) 登録官が、手続を終了する決定を行った日、又は
 - (ii) 手続が中止された旨の当事者に対する登録官の通知日

(3) 登録官は、附則3に記載する事項に関してのみ、費用を裁定することができる。

(4) 手続に関して附則3に記載する金額以外の金額について費用を裁定する前に、登録官は、手続の各当事者に対して、費用の裁定に関連して聴聞を受ける合理的機会を与えなければならない。

(5) 手続に関連して費用の請求書が提出される場合は、当該請求書は、費用が裁定された日から3月以内に提出されなければならない。

(6) 費用の金額は、附則3に従って、登録官により査定され、許可され、また証明されなければならない。

(7) 登録官は、登録官の被委任者又は登録官の代わりに行為する権限を有する者が実施した費用の査定を検討することができる。

第 11 章 雑則

第 11.2 部 手数料

規則 11.01 納付すべき手数料

(1) 法律第 130 条(1)に関して、附則 4 の項目に記載する事項について納付する手数料は、当該項目に明示される。

(2) 法律第 130 条(3)に関して、附則 4 の項目に記載する手数料は、本条規則に定めるように納付する義務がある。

誰が納付するか

(3) ある項目に明記する手数料は、(もしあれば)手数料を納付すべき者として当該項目に明示する者が納付する義務がある。

誰に対して納付すべきか

(4) 手数料は、登録官に対して納付する義務がある。

いつ納付すべきか

(5) 手数料は、次のときに納付する義務がある。

(a) 申請、請求又はその他の書類を提出するための場合—申請、請求又はその他の書類を提出するとき

(b) 聴聞に出頭するための場合

(i) 第 1 日について—聴聞の直前、及び

(ii) 第 1 日後の各日又は日の一部について—聴聞終了直後

如何に納付するか

(6) 手数料は、登録官が合理的に指示する方法で納付しなければならない。

経過

(7) 2012 年 7 月 1 日に有効であった附則 4 の 12(a)項は、ある者が次の事情にある場合は、本項の施行後に開催される聴聞に関し、当該人には適用しない。

(a) 当該人が、本項の施行前に、聴聞を請求し、かつ、附則 4 の項目 11 に記載する手数料を納付する場合、又は

(b) 当該人が、本項の施行前に、附則 4 の 12(a)項に記載する聴聞のための手数料を納付する場合、又は

(c) 聴聞が、当該人による請求又は申請であって、本項の施行前に附則 4 の 10 項に記載する手数料を納付しているものに関係する場合

(8) 2012 年 7 月 1 日に有効であった附則 4 の 12(b)項は、本項施行後に開催される聴聞に関し、ある者が本項施行前に附則 4 の 12(b)項に記載する聴聞手数料を納付した場合は、当該人には適用しない。

規則 11.01A 承認された手段

(1) 登録官は、附則 4 に記載されたある行為の実施のために、登録官により公告される通知において 1 又は複数の手段を指定することができる。

行為の例

1 請求の提出

2 申請の提出

(2) 当該手段は、電子的手段又はその他の手段とすることができる。

規則 11.02 不納一意匠出願のための手数料

(1) 本条規則は、次の場合に適用する。

(a) 附則 4 の項目 1 に記載する手数料が納付すべき日に納付されず、かつ

(b) 当該日後 1 月以内に、登録官が出願人に対して納付の要請を出し、その日から 2 月以内に手数料を納付するよう求め、かつ

(c) その 2 月の期間内に手数料が納付されない場合

(2) その 2 月の期間の末日に、出願は失効し、又は登録された出願において開示された各意匠の登録は終了する。

規則 11.03 不納一追加意匠を対象とする登録請求の提出のための手数料

(1) 本条規則は、次の場合に適用する。

(a) 附則 4 の項目 2 に記載する手数料が納付すべき日に納付されず、かつ

(b) 追加意匠に関連して法律第 41 条に基づいて与えられた最初の通知の日から 1 月以内に、登録官が出願人に対して納付の要請を出し、その日から 2 月以内に手数料を納付するよう求め、かつ

(c) その 2 月の期間内に手数料が納付されない場合

(2) その 2 月の期間の末日に、出願は失効し、又は登録された出願において開示された各意匠の登録は終了する。

規則 11.04 不納一審査請求の提出のために登録所有者が納付すべき手数料

(1) 本条規則は、次の場合に適用する。

(a) 附則 4 の項目 3 に記載する手数料が納付すべき日に納付されず、かつ

(b) 当該日後 1 月以内に、登録官が登録所有者に対して納付の要請を出し、その日から 2 月以内に手数料を納付するよう求め、かつ

(c) その 2 月の期間内に手数料が納付されない場合

(2) その 2 月の期間の末日に、意匠登録は終了する。

規則 11.05 不納一別の者が提出した審査請求に関連して登録所有者が納付すべき手数料

(1) 本条規則は、次の場合に適用する。

(a) 附則 4 の項目 4 の第 3 欄(b)に記載する手数料が納付すべき日に納付されず、かつ

(b) 附則 4 の項目 4(a)に記載する手数料が納付された日から 1 月以内に、登録官が登録所有者に対して納付の要請を出し、その日から 2 月以内に手数料を納付するよう求め、かつ

(c) その 2 月の期間内に手数料が納付されない場合

(2) その 2 月の期間の末日に、意匠登録は終了する。

規則 11.06 不納一提出のためのその他の手数料

(1) 本条規則は、次の場合に適用する。

(a) 次の記載、すなわち、

- (i) 附則 4 の項目 4 の第 3 欄(a), 又は
 - (ii) 附則 4 の項目 7, 項目 8, 項目 9 又は項目 10,
の手数料が納付すべき日に納付されず, かつ
 - (b) 手数料を納付すべき日から 1 月以内に, 登録官が請求, 申請又は通知を提出する者に対して納付の要請を出し, その日から 2 月以内に手数料を納付するよう求め, かつ
 - (c) その 2 月の期間内に手数料が納付されない場合
- (2) 請求, 申請又は通知は, 提出されなかったものとみなす。

規則 11.07 不納—聴聞を請求するための手数料

- (1) 本条規則は, 附則 4 の項目 11 に記載する手数料が納付すべき日に納付されない場合に適用する。
- (2) 手数料が納付されるまで, 請求された聴聞は開催しないものとする。
- (3) 次の場合, すなわち,
- (a) 手数料を納付すべき日から 1 月以内に登録官が請求を提出する者に対して納付の要請を出し,
 - (i) その要請の日から 2 月以内, 又は
 - (ii) 聴聞の日が 2 月の期間の前に到来する場合—聴聞の前日,
に手数料を納付するよう求め, かつ
 - (b) 登録官の求めに従って手数料が納付されない場合は,
請求は, 提出されなかったものとみなす。

規則 11.08 不納—聴聞に出頭するための手数料

附則 4 の項目 12 の第 3 欄(a)に記載する手数料が納付すべき日に納付されない場合は, 何人も聴聞に出頭することができない。

規則 11.09 不納—登録官による書類提供を求めるための手数料

- (1) 本条規則は, 附則 4 の項目 13, 項目 14, 項目 15 又は項目 16 に記載する手数料が納付すべき日に納付されない場合に適用する。
- (2) 登録官は手数料が納付されるまで請求を処理してはならない。
- (3) 次の場合, すなわち,
- (a) 登録官が請求を提出する者に対して納付の要請を出し, その日から 2 月以内に手数料を納付するよう求め, かつ
 - (b) その 2 月の期間内に手数料が納付されない場合は,
請求は, 提出されなかったものとみなす。

規則 11.10 登録官が納付を要請しない場合の結果

- (1) 本条規則は, 次の場合に適用する。
- (a) 附則 4 の項目 1, 項目 2, 項目 3, 項目 4, 項目 7, 項目 8, 項目 9 又は項目 10 に記載する手数料が納付すべき日に納付されず, かつ
 - (b) 登録官が規則 11.02, 規則 11.03, 規則 11.04, 規則 11.05 又は規則 11.06 に記載する要請を, その要請を与えるための当該規則に記載する期間内に与えない場合

(2) 請求、申請又は通知は、手数料を納付すべき日に納付されたものとして扱われる。

規則 11.11 手数料の免除(法律第 149 条)

登録官は、すべての状況を考慮してその措置が正当化されることを合理的な理由に基づいて認める場合は、ある者に対して手数料の全部又は一部の納付を免除することができる。

規則 11.12 手数料の回収

本規則に基づいて納付すべき手数料は、連邦に支払われるべき債務として回収することができる。

第 11.5 部 期間延長

規則 11.13 関連行為を行うための期間延長

(1) 法律第 137 条(2)に関して、申請は、次の通りでなければならない。

- (a) 承認様式で行うこと、及び
- (b) 申請を行う理由を記載した宣言を添付すること

(1A) (1B)は次の場合に適用される。

(a) 関連する行為を行うための期間の延長申請が法第 137 条(2)に基づいてなされた場合、及び

(b) 関連する行為がなされなかった場合、及び

(c) 申請承認に対する異議申立が提出された場合

(1B) 登録官が申請を承認する場合は、登録官は、異議申立書が提出された日から次に掲げる日の終了までの期間を含めるよう期間延長をしなければならない。

(a) 登録官の決定の見直しを AAT に申請しているときは、その申請が取り下げられるか、又は最終的に処理され若しくは決定される日、又は

(b) それ以外のときは、登録官が申請を決定する日の終わりから 21 日

(2) 法律第 137 条(4)に関して、登録官は、公報に申請を公告しなければならない。

(3) 法第 137 条(5)に関しては、当該人は、申請の公告から 1 月以内に、承認された形式により異議申立書を提出しなければならない。

(3A) 登録官は、延長を申請した者に対し、異議申立書の写しを速やかに与えなければならない。

(4) 登録官が、法律第 137 条に基づいて時間の延長を許可する場合は、登録官は、公報において延長の明細を公告しなければならない。

規則 11.14 延長の結果一回復の通知

法律第 138 条(2) (b)に関して、登録官は、公報に通知を公告しなければならない。

第 11.6 部 その他

規則 11.15 代理人(法律第 141 条)

(1) 本条規則は、ある者(「代理人」)が別の者(「本人」)の代理として行為する場合に適用

する。

(2) 代理人が本人の代理として書類に署名する場合は、代理人は、書類に当該事実(本人の名称を含む)を注記しなければならない。

(3) 代理人が弁護士でない場合は、本人の代理として次の事項を行ってはならない。

(a) 裁判所に提出する、又は裁判所が交付する書類を整えること

(b) 裁判所において取引する、又は手続を実施すること

規則 11.16 登録特許弁護士の先取特権の権利(法律第 142 条)

登録特許弁護士は、意匠に関連する事項における依頼人の書類及び財産に関して、事務弁護士が依頼人の書類及び財産に関連して有するものと同様の先取特権の権利を有する。

規則 11.18 書類は英語であること

(1) 提出する承認様式は、英語でなければならない。

(2) その他の提出書類は、次の通りでなければならない。

(a) 英語であること、又は

(b) 英語でない場合—確認証明書と共に英語の翻訳文を添付すること

(3) ただし、(2)は、意匠の部分形成する文字には適用しない。

(4) 本条規則において、

翻訳文に関連して「確認証明書」とは、ある者が日付を入れて署名した陳述書であって、その者が知る限りにおいて、その翻訳文が添付書類の真正かつ完全な翻訳文である旨のものをいう。

規則 11.19 書類の送達

(1) 承認様式において、送達宛先を記載するように定められている場合は、様式に記入する者は、次の事項を記載しなければならない。

(a) 法律又は本規則に基づく書類を当該本人に又はその者の代理として様式に明示された者に渡すことのできるオーストラリアにおける宛先、又は

(b) オーストラリアにおける別の宛先であって、オーストラリア郵便又はその代理として行為する者が郵便を配達するのに実際的かつ合理的であるもの

(2) 何人も、送達宛先を、(1) (a)又は(b)に従う別の宛先に変更する通知を提出することができる。

(3) 異議申立書が提出された場合は、(2)に基づいて通知書を提出した異議申立手続の当事者は、当該手続の各相手方当事者に対し、通知書の写しを送達しなければならない。

(4) ある者が、登録官以外の者に対して書類を送達する場合は、その者は、他の者に書類を送達した後速やかに、次のものを提出しなければならない。

(a) 承認様式による送達の通知、及び

(b) 送達された書類の写し

規則 11.20 通信宛先

(1) 承認様式において、通信宛先を記載するように定められている場合は、様式に記入する者は、登録官からのすべての通信を送付することのできる宛先を記載しなければならない。

- (2) 何人も、通信宛先の変更通知を提出することができる。
- (3) 通信宛先は、オーストラリア国内である必要はない。

規則 11.21 出願人又は登録所有者の死亡(法律第 146 条, 第 147 条)

- (1) 本条規則は、次の者に適用する。
 - (a) 法律第 146 条に従って、出願の手続を行うことを希望する法定代理人、又は
 - (b) 法律第 147 条に従って、登録簿の補正を希望する者
- (2) 法定代理人又は上記の者は、次のものを提出しなければならない。
 - (a) 承認様式による請求、及び
 - (b) 登録官が、請求を裏付けるために必要であると合理的に認めるその他の書類

規則 11.22 登録官による裁量権の行使

- (1) 登録官は、本規則に基づく裁量権をある者に不利となるように行使する前に当該人に聴聞を受ける機会を与えなければならない。
- (2) 法第 148 条及び前記(1)に関しては、登録官は、当該人に次により聴聞を受ける機会を与えなければならない。
 - (a) 当該人に意見書を求めること、又は
 - (b) 登録官への請求により当該人は登録官の定める日時及び場所において口頭審理により聴聞を受けることができる旨を当該人に通知すること、又は
 - (c) 当該人に口頭審理の日時及び場所を通知すること
- (3) 登録官は、当該人が次のことをする場合は裁量権を行使することができる。
 - (a) 当該人は聴聞を受けたくない旨を登録官に通知する場合、又は
 - (b) 規則 11.23(1)に基づいて請求されたときに意見書を提出しない場合、又は
 - (c) 規則 11.23(2)に基づいて通知されたときに口頭審理に出頭しない場合
- (4) 登録官が(3)にいう状況の何れかで裁量権を行使する場合は、登録官は登録官の決定を当該人に通知しなければならない。

規則 11.23 意見書及び口頭審理

意見書

- (1) 登録官が意見書によりある者を聴聞することができる旨を決定した場合は、登録官は次のことをしなければならない。
 - (a) 意見書を提出しなければならない期間(少なくとも 10 就業日の期間)を当該人に通知すること、及び
 - (b) 意見書を検討した後事案を決定すること、及び
 - (c) 裁量権の行使に関する登録官の決定を当該人に通知すること

口頭審理

- (2) 登録官が口頭審理によりある者を聴聞することができる旨を決定した場合は、登録官は、当該人に対し、聴聞予定日の少なくとも 10 就業日前に、聴聞の日時及び場所の通知を与えなければならない。
- (3) 登録官は、口頭審理を延期し又は場所を移すことができる。
- (4) 登録官は、次の場合の口頭審理を開くことができる。

- (a) 当該人が直に出頭する，又は
- (b) 当該人が，登録官が合理的に許可する電話その他の遠隔通信手段により参加する。
- (5) 登録官のその他の権原に加えて，登録官は，当該人に対し，意見書の書面による要約を提供するよう指示することができる。
- (6) 登録官は，聴聞に出頭した者に対し，裁量権の行使に関する登録官の決定を通知しなければならない。

規則 11.24 申請，異議申立及びその他の事項に関連する実務及び手順

- (1) 本条規則は，次に関連して適用する。
 - (a) 法律又は本規則に基づいて，登録官が聴聞し，かつ，決定する権限を与えられた申請，異議申立及び事項，及び
 - (b) 登録官の発意に基づいて決定する事項
- (2) 本規則に従うことを条件として，申請又は事項の決定を可能にする目的で従うべき実務及び手順は，登録官が決定する。
- (3) 聴聞において聴聞を受ける者は，登録官が決定する聴聞に関連する実務及び手順に関して，登録官に申請することができる。

規則 11.25 証拠

- (1) 法律又は本規則の適用上，証拠を登録官に書面で提出する場合は，証拠は，宣言書の様式でなければならない。
- (2) 登録官は，次の事項を行うことができる。
 - (a) 宣言をした者に対し，自己の面前に出頭し，宣言書に記載された証拠に代え又は加えて，宣誓若しくは確約の上，口頭で証言するよう要求すること，及び
 - (b) その者が宣言書に関する反対尋問を受けることを認めること

規則 11.26 宣言書

- (1) 法律又は本規則により登録官に提出することが要求され又は許可される宣言は，承認様式によらなければならない。
- (2) 登録官に提出することが要求又は許可される法定宣言様式による宣言は，登録官が承認する電子的伝達手段を用いた電子的様式を利用して，登録官に提出することができる。

規則 11.27 意匠出願以外の書類に関連する不遵守

- (1) 本条規則は，意匠出願以外の書類に関して適用する。
- (2) 意匠局に提出する書類は，附則 2 を実質的に遵守しなければならない。
- (3) 書類が附則 2 を実質的に遵守しない場合，又は該当する承認様式に従っていない場合は，登録官は，書類の内容及び不足に応じて，次の事項を行わなければならない。
 - (a) 書類を提供した者に対し，当該書類が如何なる点で遵守していないか又は従っていないかを示す陳述書を添えて，当該書類を返却すること，又は
 - (b) その者に対し，書類が遵守する又は従うようにするために，指示に明記した事柄を行うように指示すること
- (4) 登録官が(3)(a)に基づいて書類を返却した場合は，当該書類は，提出されなかったもの

とみなす。

(5) 登録官が(3)(b)に基づいて指示を与えた場合は、指示を与えられた者が与えられた日から2月以内にその指示を遵守しない場合を除き、当該書類は提出されたものとみなす。

規則 11.28 他に規定されない行為についての指示

次の場合、すなわち、

(a) 登録官が、自己に対する手続の適切な遂行又は完了のために、ある者が行為をなし、書類を提出し、又は証拠を提出することが必要であると合理的に認め、かつ

(b) 当該行為が、法律又は本規則の他の規定に明示されていない場合は、登録官は、その者に対し、行為をなし、書類を提出し又は証拠を提出するよう指示する通知を与えることができる。

規則 11.29 行為不能者のための行為

(1) ある者が、未成年又は精神的障害又は身体的障害又は疾病を理由に、法律又は本規則によって要求又は許容される事柄を行うことができない場合は、裁判所は、当該無能力者の代理として行為する者又はその事柄を実行することに利害関係を有する他の者からの申請に基づき、当該無能力者の名義でかつその代理として、

(a) その事柄を実行し、又は

(b) その事柄を実行する者を任命することができる。

(2) 無能力者の名義でかつその代理として行われた事柄は、その事柄が行われた時点ではその者は無能力者でなかったものとし、その者が行ったものとみなす。

(3) 本条規則において、

「精神的障害」とは、知覚力、理解力、推理力、学習力、判断力、記憶力、意欲又は情動を著しく不能にする程度の障害又は欠陥をいう。

規則 11.30 合理的理由で遵守することができない要件

次の場合、すなわち、

(a) ある者が本規則に基づいて、書類に署名し、宣言を行い、書類若しくは証拠を登録官に提出し若しくは与えるよう、又はその他の行為若しくは事柄を行うよう要求され、かつ

(b) 登録官が、その者は合理的に当該要件を満たすことができないと認める場合は、登録官は、自己が合理的に指示する何らかの条件を付して、その要件を免除することができる。

規則 11.31 決定についての再審理

(1) 本条規則においては、

「決定」は、1975年行政不服審判所法における場合と同じ意味を有する。

「審判所」とは、行政不服審判所をいう。

(2) 審判所に対し、規則9.05(5)(c)(ii)に基づく登録官の決定についての再審理を求める申請をすることができる。

(3) 登録官が、(2)に記載する決定によって影響を受ける者に対し、決定をした旨の通知書を与える場合は、当該通知書は、1975年行政不服審判所法に従うことを条件に、利害に影響を

受ける者が又はその代理として、当該決定の再審理を求める申請を審判所に対して行うことができる旨の記述を含んでいなければならない。

(4) 決定に関連して(3)を遵守しなかったことは、その決定の効力には影響を及ぼさない。

規則 11.32 一定の行為の遂行期間—意匠局の非就業時

法律第 136A 条(1)に関して、事情とは、非就業中の、

- (a) 意匠局、又は
- (b) その支局、

において、行為が遂行されることである。

規則 11.33 意匠局の非就業日

(1) 法律第 136A 条(2) (a)に関して、意匠局又はその支局の非就業日は、次の日である。

- (a) 土曜日、及び
- (b) 日曜日、及び
- (c) オーストラリア建国記念日、及び
- (d) アンザックデー

(2) 法律第 136A 条(2) (b)に関して、下表に所定の者を定める。

箇条	人
1	IP オーストラリアの長官
2	IP オーストラリアの副長官
3	その他次の者 (a) IP オーストラリアの SES 職員であり、かつ (b) IP オーストラリアの長官の同意を得て行為を行う者
4	その他次の者 (a) IP オーストラリアの SES 職員であり、かつ (b) IP オーストラリアの副長官の同意を得て行為を行う者
5	その他次の者 (a) IP オーストラリアの SES 職員であり、かつ (b) IP オーストラリアの別の SES 職員の同意を得て行為を行う者

(3) 法律第 136A 条(2) (b)に関して、宣言を公告する所定の方法は、意匠公報による方法である。

規則 11.34 一定の行為の遂行期間—第 136A 条の適用対象でない行為

法律第 136A 条(7)に関して、裁判所又は審判所における手続に関連して遂行される行為が、所定の行為である。

第 12 章 廃止、経過及び留保規定

第 1 部 総則

規則 12.01 経過出願の変更

- (1) 法律第 159 条(2)(a)に関して、所定の期間は、
 - (a) 本項の施行時に開始し、かつ
 - (b) 次のときの直前に終了する。
 - (i) 意匠が登録される時、又は
 - (ii) 出願が失効するか又は取り下げられ若しくは拒絶される時
- (2) 法律第 159 条(2)(c)に関して、請求は、承認様式で行わなければならない。

規則 12.02 旧意匠規則—経過

1982 年意匠規則の廃止に拘らず、法律第 12 章第 2 部を発効するために必要な限り、本規則は効力を維持する。

規則 12.03 変更出願ではない経過出願から除外される意匠

- (1) 本条規則は、次の場合に適用する。
 - (a) 1 又は複数の意匠が経過出願において開示されており、かつ
 - (b) 経過出願が旧法第 22B 条に基づいて、その意匠の 1 又は複数の除外するよう修正されており、かつ
 - (c) 経過出願が変更出願でなく、かつ
 - (d) 経過出願における意匠の登録前又は登録拒絶の前に、出願人が、経過出願から除外される 1 又は複数の意匠(「除外経過意匠」)に関して、法律第 21 条に基づく意匠出願をした場合
- (2) 除外経過意匠に関する意匠出願は、出願において開示されたすべての意匠の登録又は公告の請求を含まなければならない。
- (3) 除外経過意匠に関連して本規則(規則 1.04 及び規則 3.02 を除く)を適用するにあたり、
 - (a) 「除外意匠」への言及は、「除外経過意匠」への言及とみなし、また
 - (b) 「原出願」への言及は、「経過出願」への言及とみなし、また
 - (c) 「原出願における除外意匠に割り当てられた意匠番号」への言及は、「除外経過意匠が開示された経過出願の出願番号」への言及とみなし、また
 - (d) 「法律第 23 条(2)に定める意匠出願」への言及は、「規則 12.03(1)(d)に定める意匠出願」への言及とみなす。
- (4) (5)は、本条規則の施行前になされた、(1)(d)に定める意匠出願に関して適用する。
- (5) 意匠出願において開示された各意匠の登録又は公告の請求が本条規則の施行直前に有効である本規則に基づく所定の期間内に提出された場合は、
 - (a) 当該請求は、意匠出願がなされた日に提出されたものとみなし、また
 - (b) 当該意匠出願は、(2)を遵守したものとみなす。
- (6) 本条規則において、
「経過出願」とは、2004 年 6 月 17 日前に旧法に基づいてなされた意匠登録出願をいう。

規則 12.04 保護及び補償に関する規定—経過

(1) 旧法第 18 条(3)及び第 18 条(4), 旧規則の規則 29AA, 規則 29A 及び規則 29B 並びに附則 1 は, 旧規則の規則 29AA(2)に基づくライセンスの申請に関して, これらの規定が失効していないものとして効力を有する。

(2) 旧法第 27B 条(7), 旧規則の規則 29, 規則 29A 及び規則 29B 並びに附則 1 は, 旧規則の規則 29(2)に基づくライセンスの申請に関して, これらの規定が失効していないものとして効力を有する。

附則 1 条約国(省略)

第 2 部 特定の法律文書により行われる修正

規則 12.05 知的所有権法修正(水準引上)規則 2013(No. 1)により行われる修正

新規規則 11.22(1)を除き, 知的所有権法修正(水準引上)規則 2013(No. 1)の附則 6 第 3 項により行われる本規則の修正は, 2013 年 4 月 15 日以後, 登録官が聴聞通知又は聴聞開催の案内を発する聴聞に関して適用される。

附則 2 様式要件

(規則 4.04, 規則 4.05, 規則 4.15 及び規則 11.27)

1 複製に適していること

(1) 書類に含まれる各用紙は, 次の通りでなければならない。

(a) 写真複写, デジタル・スキャン, マイクロフィルム及び写真の方法によって, 何部でも直接複製することができるような方法で表示すること, 及び

(b) 折り畳んではならず, 折り目又は裂け目がないこと, 及び

(c) 5(4)に従うことを条件として, 内容を縦に表示すること, 及び

(d) 耐久性があり, 可撓性があり, 滑らかで, 強く, 白色であり, 光沢のない仕上げになっていること, 及び

(e) 国際用紙サイズ A4 であること, 及び

(f) 片面のみに印刷していること

(2) 書類には, 登録官の合理的な意見として次のものとなるような, 消し跡, 変更, 重ね書き及び行間挿入があってはならない。

(a) 書類の真正性を害するもの, 又は

(b) 書類の明瞭な複製の可能性を減じるもの

2 個別の用紙

(1) 出願に含まれる用紙は, 次の事項ができるように結合してなければならない。

(a) 容易にめくって読むこと, 及び

(b) 複製するために容易に分離し, また, 容易にとじ直すこと

(2) 表示は, 出願に関して提出する他の書類とは別の 1 又は複数の用紙にしなければならない。

3 余白

(1) 各用紙は, 両側に 2.5cm 以上の余白を有さなければならない。

(2) 表示の用紙は、表示を囲む枠を含んではならない。

4 文章表記事項

(1) 文章表記事項はすべて、次の通りでなければならない。

(a) タイプ打ちであること、又は

(b) タイプ打ちができない場合—大きな字で判読可能な手書きであること

(2) タイプ打ちする本文の行間は、1.5 スペース又はダブルスペースにしなければならない。

(3) 本文は、次の通りでなければならない。

(a) 大文字の高さが 0.21cm 以上の文字で表示され、また

(b) 濃色で表示され、また

(c) 退色性のないものであること

5 表示に関する追加要件

(1) 単一の表示は、単一の用紙を超えてはならない。

(2) 単一の用紙には、2 以上の表示を含むことができる。

(3) (4)に従うことを条件として、1 枚の用紙に 2 又はそれ以上の表示を置く場合は、各表示は縦に表示し、かつ、互いに分離されていなければならない。

(4) 1 枚の用紙上の表示を縦に表示することができない場合は、各表示は、表示の上端を用紙の左側に向けて横に表示しなければならない(縦にして見た場合)。

(5) 表示の各用紙には、斜線で分離された(アラビア数字で記載された)数字の対を用いて番号を付すものとし、1 番目の数字は(1 から始まる)用紙番号とし、また、2 番目の数字は表示の用紙全体の数とする。(例：1/10, 2/10 及び 3/10)

(6) 次の場合、すなわち、

(a) 出願が、1 の意匠についてのもので、かつ

(b) 意匠が、2 以上の製品に関連する共通の意匠である場合は、
表示は、出願に特定される各製品に関連する意匠を表さなければならない。

(7) 出願が、2 以上の意匠に係わる場合は、

(a) 各意匠は、分離して、かつ、明瞭に表示されなければならない、また

(b) 単一の用紙は、2 以上の意匠を表すように用いることはできない。

(8) 図面の原本及び写しは、耐久性のある、黒色の、濃く、暗色の、均一な厚みと明瞭な輪郭を有する線及び筆致で、着色することなく、作成しなければならない。

(9) 図面中の線は、一般的に、製図器具を使用して作成しなければならない。

(10) 切断面は、斜めのハッチングで示すものとし、そのハッチングは参照文字、数字又は標識及び引出線の明瞭な読み取りを妨げるものであってはならない。

(11) 表示の大きさ及び作成の明瞭性は、3 分の 2 の線縮尺による写真複製をした場合において、全ての細部を困難なく識別することを可能にするものでなければならない。

(12) 各表示は、その他の表示と同じ比率で記載しなければならない。ただし、表示を明瞭に示すために異なる比率を使用することが必要な場合は、この限りでない。

(13) 表示上に記載する文字、数字又は参照線は、単純に表示しなければならない、かつ、明瞭でなければならない。

(14) 角括弧、大括弧、円又は引用符を、文字又は数字と結合して使用してはならない。

(15) 表示は、その表示の理解のために必要な 1 又は複数の語を除き、記述的な文言を含んでいてはならない。

(16) 表示の中の文字又は数字の高さは、0.32cm以上でなければならない。

6 写真及びデジタル画像

- (1) 写真は、原画であって明瞭でなければならない。
- (2) 見本写真は、無色で対照的な背景で撮影されているものでなければならない。
- (3) 写真は、次の用紙に貼り付けられていなければならない。
 - (a) 用紙及び貼付のための接着剤は、写真の劣化をもたらさない種類のものでなければならない。
 - (b) 用紙及び貼付は、写真複写、デジタル・スキャン、マイクロフィルム及び写真の方法によって、何部でも、直接複製することができるようにしなければならない。
 - (c) 写真及び用紙は、折り曲げてはならず、しわ又は裂け目があってはならない。
 - (d) 5(4)に従うことを条件として、写真は縦にして貼付しなければならない。
 - (e) 写真は、次のものに貼付しなければならない。
 - (i) 耐久性があり、可撓性があり、滑らかで、強く、白色であり、光沢のない仕上げになっている用紙上、かつ
 - (ii) 国際用紙サイズ A4 である用紙上、かつ
 - (iii) 片面のみを印刷している用紙上
 - (4) デジタル画像から印刷した表示は、明瞭で高画質でなければならない。

7 電子書類

電子的方式で提出される書類は、承認様式によらなければならない。

8 中傷的事項

出願は、何らかの中傷的事項又は中傷的であると合理的にみなされる事項を含んでいてはならない。

附則 3 費用

(規則 10.02)

第 1 部 費用

項目	事項	金額(\$)
1	異議申立書の作成	200
2	異議申立書の受領及び精査	130
3	聴聞事件の準備	525
4	次の者による聴聞への出頭 (a) 助言を与えない登録特許弁護士、又は (b) 助言を与えない登録商標弁護士、又は (c) 助言を与えない事務弁護士	260/時間、ただし 1,170/日を超えない
5	次の者による聴聞への出頭 (a) 助言を与える登録特許弁護士、又は (b) 助言を与える登録商標弁護士、又は (c) 助言を与える事務弁護士	200/時間、ただし 900/日を超えない
6	聴聞出頭に関する助言手数料	300/時間、ただし 1,350/日を超えない

第2部 経費及び手当

第1節 経費

1. 登録官に対する手続に関して本規則に定める手数料を納付した者は、その手数料の金額の支払を受けることができる。
2. 登録官に対する手続に出頭した者には、次の手当が支払われなければならない。
 - (a) その者の通常の居住場所と前記の手続に出頭する場所との間の移動に対する適切な金額の手当、及び
 - (b) その者が通常の居住場所から離れて宿泊する必要があるとき—食事及び宿泊のための、日額 \$ 700 を限度とする適切な金額の手当

第2節 手当

3. 専門的、科学的又はその他の特別の技量又は知識を理由として、登録官の前に証人として出頭するよう命じられた者には、次の金額が支払われなければならない。
 - (a) その者が、その職業において賃金、俸給又は手数料による報酬を受けている場合—証人として出頭するために、その者に支払われなくなる賃金、給与又は手数料に等しい金額、又は
 - (b) 前記以外の場合—その者の出頭日1日につき、\$ 140 以上、\$ 700 以下の金額
4. 3にいう証人以外の証人として登録官の前に出頭するよう命じられた者には、次の金額が支払われなければならない。
 - (a) その者が、その職業において賃金、給与又は手数料による報酬を受けている場合—証人として出頭するために、その者に支払われなくなる賃金、給与又は手数料に等しい金額、又は
 - (b) 前記以外の場合—その者の出頭日1日につき、\$ 80 以上、\$ 130 以下の金額

附則4 手数料

(規則 11.01 及び 11.01A)

項目	事項	手数料(\$)
1	意匠出願 (a) 承認された手段による場合	出願において開示された別個の意匠として出願人が特定する意匠ごとに 250
	(b) その他の手段による場合	出願において開示された別個の意匠として出願人が特定する意匠ごとに 350
2	追加意匠を対象とする登録請求の提出 (a) 承認された手段による場合	請求が対象とする追加意匠ごとに 250
	(b) その他の手段による場合	請求が対象とする追加意匠ごとに 350
3	意匠の登録所有者による意匠審査請求の提出	420
4	意匠の登録所有者以外の者による意匠審査請求の提出	(a) 請求を提出する者が納付するもの 210, 及び (b) 登録所有者が納付するもの 210
5	意匠登録の更新申請の提出 (a) 承認された手段による場合	320
	(b) その他の手段による場合	370
	及び、加えて、意匠の登録期間が開始する日から 5 年間の満了後に手数料を納付する場合	5 年間の満了後で手数料が納付されていない各月又は月の一部につき 100(最大 600)
6	登録期間の延長請求	
	(a) 法律第 161 条の意味における旧法第 27A 条(2)に基づくもの(第 1 回延長)	(a) 55
	(b) 旧法第 27A 条(12)に基づくもの(第 2 回延長)	(b) 90
	(c) 旧法第 27A 条(13)に基づくもの(第 3 回延長)	(c) 135
7	法律第 137 条(2) (a) に指定した理由に基づく期間延長申請の提出	延長を求める各月又は月の一部につき 100
8	法律第 137 条(2) (b) に指定した理由に基づく期間延長申請の提出	100
9	異議申立書の提出	550
10	次の何れか 1 の提出	500
	(a) 法律第 29 条に基づく決定の請求	
	(b) 法律第 30 条に基づく指示の請求	

	(c) 法律第 51 条に基づく意匠登録の取消を求める申請	
	(d) 規則 11.22(3)(c)に基づく登録官の裁量権行使を求める請求	
	(e) 上記項目に記載されていない登録官の裁量権行使を求める請求	
11	聴聞請求の提出	600
12	聴聞への出頭	(a) 第 1 日 - 600 から聴聞に関し項目 10 又は項目 11 に基づいて納付された金額を控除したもの (b) 聴聞が 2 日以上にわたる場合 - 第 1 日後, 各日又は 1 日の一部につき 600
13	次の複製の登録官による提供請求の提出 (a) 登録証の複製, 又は (b) 審査証の複製	250
14	登録簿の抄本の写しの登録官による提供請求の提出	(a) 書類につき 50, 又は (b) 書類について調査を請求する場合 - 書類につき 100
15	登録簿の抄本以外の書類の写しの登録官による提供請求の提出	(a) 書類につき 50, 又は (b) 書類について調査を請求する場合 - 書類につき 100
16	書類の認証請求の提出	50